

岡崎市監査委員公告第16号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成20年11月28日

岡崎市監査委員	今	泉	孝	一
同	中	根	常	彦
同	永	田		寛
同	内	藤		誠

措置の通知書（消防本部）

平成20年3月28日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第6号関係分

平成20年5月26日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="357 439 512 472">(指摘事項)</p> <p data-bbox="188 533 681 808">東消防署本署空調設備保守点検業務委託契約等において、契約書に規定された第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていないため、今後は適正に処理されたい。</p> <p data-bbox="188 916 681 1285">外郭団体の事務処理において、預金通帳と印鑑を同一人物が保管管理をしているなどの不備が見受けられたので、昭和45年4月16日付け庶第783号助役依命通達による「外郭団体の取扱事務について」に記載されている事項に留意し、適切な処理をされたい。</p>	<p data-bbox="710 533 1401 712">東消防署本署空調設備保守点検業務委託契約等において、契約書に規定された第三者に再委託する場合の書面による手続きは、平成20年度より実施した。</p> <p data-bbox="710 916 1401 1144">外郭団体の出納事務について、預金通帳は担当する班長が保管し、届出印は担当する課長が保管することとした。また、助役依命通達（昭和45年4月16日付け庶第783号）に基づき適正な行政運営に資するため、関係書類を提出した。</p>

岡崎市監査委員公告第6号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成21年6月25日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	永	田		寛
同	内	藤		誠

措置の通知書（市民文化部 市民課）

平成20年 9月11日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第13号関係分

平成20年11月28日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="316 454 475 488">(指摘事項)</p> <p data-bbox="148 539 646 696">市民課の分任出納員の管理する釣銭を当直業務受託業者に預けていたため、法令、市規則に準拠し適正に処理されたい。</p> <p data-bbox="148 831 646 1032">当直業務受託業者が収受した手数料等について、市民課の事務処理と同業務の委託契約書と整合性がないため、関係課と協議し適正な処理をされたい。</p> <p data-bbox="148 1167 646 1480">市民課窓口案内等業務において、単価契約にもかかわらず、総額で入札し、契約書に単価と総額も併記されていたため、今後は適正な契約手続きをされたい。また、契約の相手方が契約書の履行条件を満たしていない部分が見受けられたため、適正に対処されたい。</p>	<p data-bbox="671 539 1366 618">平成21年度から、当直事務受託業者が釣銭を準備、運用することとした。</p> <p data-bbox="671 831 1366 943">平成21年度から、業者が受託した手数料に関しては、業者が直接金融機関に納入することとした。</p> <p data-bbox="671 1167 1366 1402">平成21年度の市民課窓口案内等業務の単価契約においては単価により入札を行った。なお、平成20年度の業務のうち一部欠員が生じた日があったが、業者が速やかに対応した。また、単価に実労働時間を乗じて得た額で支払いを行った。</p>

措置の通知書（市民文化部 文化国際課）

平成20年 9月11日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第13号関係分

平成20年11月28日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="316 454 475 495">(指摘事項)</p> <p data-bbox="150 539 644 779">家康館等において、民間の業者に図録等の販売業務を行わせているが、販売及び公金収納委託事務の手続きをしていないため、今後は法令等に準拠した対応をされたい。</p>	<p data-bbox="671 539 1362 824">平成21年4月1日に岡崎市予算決算及び会計規則が改正施行され、第47条第1項第27号の規定により図録等売払代金の収納事務を私人に委託できるようになったことを受け、同日、平成21年度の図録等売払代金の収納事務委託契約の締結を行い、法令等に準拠した事務が行えるよう改めた。</p> <p data-bbox="671 831 1362 904">また、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき、告示を行った。</p>

措置の通知書（市民文化部 地域文化広場）

平成20年 9月11日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第13号関係分

平成20年11月28日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="316 459 475 495">(指摘事項)</p> <p data-bbox="150 542 644 741">空調設備等保守点検委託契約において、契約書に規定された第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p data-bbox="671 542 1364 658">平成21年度の契約においては、第三者に再委託する場合の書面による手続きを行い、承諾通知の交付を行なった。</p>

措置の通知書（環境部 自然共生課）

平成20年10月30日から  
監査期間

岡崎市監査委員公告第18号関係分

平成20年12月25日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>岡崎市千万町茅葺屋敷指定管理業務における協定及び手続きにおいて、次の不備が見受けられたので条例・規則等に準拠して適正な処理をされたい。</p> <p>(4) 利用者にシーツ代、ごみ処分代を請求しているが、当該費用は業務基準書及び業務要求水準書に明記されている管理業務において発生する費用であり、本来指定管理料に含まれるべきものである。</p>	<p>(4)平成21年度から、シーツの追加代、ごみ処分代は、請求しておりません。</p>

岡崎市監査委員公告第10号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成21年10月29日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	永	田		寛
同	内	藤		誠

措置の通知書（消防本部 予防課）

平成21年1月23日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第3号関係分

平成21年4月30日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>岡崎市物品管理規則に規定された手続きを経ることなく、市の備品である小型動力ポンプ等を各クラブへ無償貸付けしているものが散見されたので、同規則に準拠して適正に対処されたい。また、当該備品の修繕費が補助金から支出されている等、補助対象にそぐわないものが見受けられたので、用途基準を明確にし、今後は適正な処理をされたい。</p>	<p>各クラブへの物品の無償貸付けについては、備品及び消耗品について貸付簿を作成し、管理体制を整備した。</p> <p>また、貸付簿を作成したことで、チェック体制も整い、貸付物品への修繕費等を補助金から支出することが無いようにした。</p>

岡崎市監査委員公告第13号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成21年11月30日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	中	根	勝	美
同	小	野	政	明

措置の通知書（土木建設部 技術管理課）

平成21年 1月23日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第1号関係分

平成21年 4月30日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="316 456 475 495">(指摘事項)</p> <p data-bbox="150 539 644 904">工事積算システム拡張機器賃借の長期継続契約において、歳出予算の減額又は削減があった場合、市は契約を解除し、残りの賃借料を相手方に支払うという将来の義務費が発生して債務負担行為が必要になると思料される条項が見受けられたため、今後は契約内容について検討されたい。</p>	<p data-bbox="671 539 1362 658">平成21年6月30日で長期継続契約が終了したため、再リース契約を締結した際に契約内容を見直し、変更した。</p>

措置の通知書（土木建設部 土木用地課）

平成21年 1月23日から  
監査期間

岡崎市監査委員公告第1号関係分

平成21年 4月30日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>市の用地取得に必要な証明書の無料交付依頼書について、年度当初に様式のみ決裁がとられ、その後、個々の相手方への同依頼書の交付については、決裁の手続きはされていなかったため、適正に対処されたい。</p>	<p>個々の相手方へ無料交付依頼書を交付する度に決裁の手続きを行うこととした。</p>

平成21年 1月23日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第1号関係分

平成21年 4月30日まで

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>中央総合公園駐車場の行政財産目的外使用許可の決裁において、使用料減免の場合に、公有財産管理規則第26条に規定された、適用法令等の記載がないものが見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。</p> <p>岡崎城址公園史跡整備発掘調査業務において、教育委員会社会教育課が契約書に市長印の押印なしで業務を委託していた。また予算課である公園緑地課もそのまま支払いをしていたため、今後は適正に処理されたい。</p> <p>公園・水路用地として使用するための土地について、地上権が設定されているものが見受けられたが、公有財産の物権（地上権）として手続きがされてなかったため、公有財産管理規則に準拠して適正な処理をされたい。</p> <p>機器賃貸借契約において、相手方は機器の保守・点検等をメーカー等に委託することができる旨規定しているが、具体的なメーカー等の表示がなかった。これは、契約の相手方でない第三者への再委託に相当するものと思われるため、今後はその協議、承諾について適正に処理されたい。</p>	<p>本年度から行政財産目的外使用許可の決裁において、使用料減免の場合は適用規定である「岡崎市行政財産目的外使用料条例第6条の規定により減免」と記載している。</p> <p>当該契約書については、相手方契約書の市長印の押印を確認するとともに当方の契約書についても適正な処理を行った。今後は再発防止のため再確認を行い、適正に処理することとした。</p> <p>本年度の公有財産現在高報告書において、地上権分についても、公有財産管理規則に準拠した適正な処理を行った。</p> <p>本年度、保守・点検は含まれない賃貸借契約を締結し、保守・点検については必要時に個別に契約するようにした。</p>